

(別添資料1)

事業所名		Smiley buddy					支援プログラム（参考様式）			作成日		令和7	年	4	月	1	日	
法人（事業所）理念		障害児通所支援の児童発達支援、放課後等デイサービス（以下「障害児通所支援等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、障害児通所支援等の円滑な運営管理を図るとともに、障害児（以下「児童」という。）及び第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた児童の保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、児童及び保護者の立場に立った適切な障害児通所支援の提供を確保する。																
支援方針		事業所は児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うことを方針とする。																
営業時間			9	時	00	分	から	18	時	00	分	まで	送迎実施の有無		あり	なし		
		支 援 内 容																
本人支援	健康・生活	こどもたちの健康的な生活習慣の確立と、日常生活スキルの向上を目指します。																
	運動・感覚	身体機能の向上と感覚の統合、身体的発達と環境適応能力の向上を目指します。																
	認知・行動	思考力・判断力の育成と行動調整、学習能力の向上と適切な行動の獲得 のための支援を提供します。																
	言語 コミュニケーション	言語理解・表現力の向上、他者との意思疎通能力の発達を目指します。																
	人間関係 社会性	対人関係スキルと社会ルールの習得、社会参加と自立生活の促進などを目指します。																
家族支援		障害児の家族（きょうだいを含む）に対して、「居宅を訪問」「事業所等で対面」「オンライン」のいずれかの方法で個別に相談援助等を行う										移行支援		①退所前に移行に向けた取組みを行った場合 ②退所後に居宅等を訪問して相談援助を行ったり ③退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行ったりする				
地域支援・地域連携		障害児通所支援の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、保護者の所在する市町村、他の障害児通所支援事業者、その他福祉サービスまたは保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする										職員の質の向上		虐待、拘束などの研修を行い、常に児童の心身に気を遣うことが出来るように、技術指導を行い、職員の質を向上させる。				
主な行事等		主な年間行事を季節ごとに行い、季節感を認識できるように年間の行事として盛り込む。また、防災防火避難訓練など緊急時の避難を訓練もイベントとして設けている。																

※WEBでの公表については、ホームページ作成中のため、ホームページができ次第 URLを記載するとともにWEBに支援プログラムを公表いたします。